

令和8年3月定例教育委員会議案

中津市教育委員会

令和8年3月定例教育委員会提出案件

(令和8年3月27日提出)

(議案事項)

議第15号	中津市学校施設長寿命化計画の改訂について	P	1
議第16号	令和8年度 中津市 学校教育指導指針について	P	3
議第17号	組織の改編に伴う教育委員会関係規則の一部改正について	P	5
議第18号	中津市スポーツ推進委員の解嘱について	P	7
議第19号	中津文化・芸術推進事業補助金交付要綱の一部改正について	P	9
議第20号	中津市教育委員会事務決裁規程の一部改正について	P	13

(報告事項)

報 告	令和8年第1回定例市議会一般質問について	P	17
報 告	令和8年度中津市研究指定校・園について	P	23
報 告	中津市立学校におけるカスタマーハラスメント対策についての保護者周知について	P	27
報 告	教育委員会事務局職員の人事異動（内示）について	P	31

(協議事項) 教育長職務代理者の指名について

(協議事項) 明るい選挙推進協議会理事改選について

中津市学校施設長寿命化計画の改訂について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和8年3月27日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

○中津市学校施設長寿命化計画(令和7年度改訂(案))について

1. 目的

学校教育系施設の中長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減、財政負担の軽減及び平準化を図り、これから求められる機能・教育環境における安全性・快適性の確保や役割への対応や老朽化対策を推進するため、令和2年度末に計画的な施設改修や建替計画を策定しました。

本計画は、第5次中津市総合計画である「なかつ安心・元気・未来プラン 2017」、「第2期中津市教育振興基本計画」に則し、総務省の「インフラ長寿命化計画」に基づく「中津市公共施設管理プラン」の学校教育系施設における個別施設計画として位置付けています。

このたび策定後5年が経過し、現計画策定以降の学校施設や社会情勢の変化に対応するため計画の一部を見直すとともに、施設整備に関する基本的な方針及び今後5年間の整備計画を定めるものです。

2. 計画期間

「中津市公共施設管理プラン」に位置付けられた計画期間に基づき、2020年度(令和2年度)から2055年度(令和37年度)としています。

3. 対象施設

長寿命化改修の対象は校舎及び屋内運動場とし、棟数及び延床面積の推移は以下の通りです。

項目	策定時	今回改訂	差	主な増減理由
棟数	119 棟	117 棟	▲2 棟	R5 年度:北部小増築(+1棟) R7 年度:津民小廃校(▲3 棟)
延床面積	134,501 m ²	133,821 m ²	▲680 m ²	R5 年度:北部小増築(+1,004 m ²) R7 年度:津民小廃校(▲1,536 m ²)

4. 令和7年度改訂(案)の主な見直し

- ・対象施設(棟数・延床面積)及び児童生徒・園児数の推移を更新
- ・対象施設の劣化状況の再評価、物価高等に伴う試算条件の見直し、40 年間のコスト(総額・平均)の再試算

40 年間の総額 R2 策定時:429 億円→R7 改定時:480 億円(+51 億円)

40 年間の年平均 R2 策定時: 11 億円→R7 改定時:12 億円(+1 億)

今回の改訂時点で、築 30 年以上経過している施設が全体の 76%(R2 策定時 66%)となっています。

今後は学校再編等の検討をしつつ、引き続き予防保全に努めながら状況に応じた改修や廃止など適切な管理を行います。

令和8年度 中津市 学校教育指導指針について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和8年3月27日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

令和8年度 中津市 学校教育指導指針

自立する力を育て、社会で活躍できる子どもの育成

1 信頼される学校組織の強化

「個の力」の育成と「チーム力」の強化

- ①学校経営ビジョンの共有
- ②組織的なOJT、短期のPDCA、学校・教科・学年の垣根を越えた実践の共有による人材育成
- ③小学校での教科担任制・交換授業の推進と中学校での共通のテーマ設定による組織的な授業改善
- ④非違行為・服務規律違反ゼロを目指す法令遵守の徹底と**当事者意識が持てる**服務規律研修の充実
- ⑤「業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づいた働き方改革の推進と学校支援センターとの連携による学校運営体制の強化

2 子どもの意欲を高め力を伸ばす学校教育の充実

自ら学ぶ意欲と確かな学力の育成

- ①「**楽しくて力の付く授業づくり**」をもとにした授業の充実
 - ・具体的な「子どもの姿」を想定した授業改善の推進
 - ・「みんな活躍」のための目的を明確にした手立ての工夫
 - ・単元を見通した学びの充実
- ②情報活用能力の育成と個別最適な学習の充実
 - ・ICTを活用した情報活用能力の育成
 - ・学力調査の分析に基づく授業と家庭・補充学習との連動
 - ・AIドリルの活用

新しい時代に必要な総合力の育成

- ①「総合的な学習の時間」を核とした教科横断的な学習の充実
 - ・ふるさと中津に学ぶ探究学習
 - ・未来を創造する力を育成するキャリア教育
- ②外国語教育の充実
 - ・組織的な取組を促す一校一実践と指導主事による巡回支援
 - ・英語コミュニケーション力の向上を目指す中津英語クラブの実施
- ③部活動の地域展開を見据えた、生徒の主体性を育成する部活動の推進

豊かな心の育成健康・体力づくりの推進

- ①道徳教育・人権教育の全体計画・年間指導計画に基づく確実な実施
- ②人権意識・人権教育の実践力を高める研修の充実
 - ・共通教材系統表に基づく授業研究の実施
 - ・中津市人権教育研究協議会との連携
- ③体力向上に向けた1校1実践による組織的取組の充実
- ④食習慣、生活習慣の改善、むし歯予防対策の推進

特別支援教育の充実

- ①「個別の指導計画」の活用促進及び内容の質の向上
- ②研修等を通じたUDの視点での授業づくりの推進

幼児教育の充実

- ①架け橋期に願う子どもの姿を意識した架け橋期のカリキュラムの検証と改善
- ②幼保小の円滑な接続に向けての校区連携協議会の実施
- ③インクルーシブ教育の充実

3 安全・安心な学校づくりの推進 家庭・地域との連携・協働

組織的ないじめ・不登校対策の充実

- ①自己指導能力の育成を意識した教育活動の推進及び自治活動の充実
- ②子ども理解のための家庭訪問等による日常的な家庭との連携
- ③「人間関係づくりプログラム」の継続的な実施による未然防止の取組充実化
- ④校内いじめ・不登校対策委員会を機能させた組織的対応の充実及び関係機関との連携強化
- ⑤市教委連絡票を活用した早期解決支援及び学期始めの支援の取組充実
- ⑥ICTの活用、教育支援センター「ふれあい学級」等との連携強化による不登校児童生徒への学習支援の拡充



安全・安心な体制づくり

- ①危機管理体制の充実
- ②関係機関との連携による防災教育の充実
- ③健康診断・ストレスチェック・勤務実態改善計画の実施による安心・安全な職場づくり

家庭・地域等との連携・協働

- ①学校・家庭・地域と連携した目標協働達成のためのコミュニティ・スクールの取組の拡充
- ②地域の教育力や社会教育との積極的な連携・活用促進（「学びのススメ土曜塾」「ほーかご子ども教室」等の活用）

「学びの里なかつ」 ～ 一人ひとりを大切にする教育 ～

組織の改編に伴う教育委員会関係規則の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和8年3月27日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

組織の改編に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則の概要

1. 提案理由

令和 8 年度の組織改編に伴う関係規則の改正。

2. 改正内容

令和 8 年度の組織改編に伴う関係規則の改正。

組織改編の内容

- ・ 社会教育課「管理・文化振興係」の係名を「社会教育係」に改編
- ・ 社会教育課内の機関であった歴史博物館を機関から切離し、係を「歴史・文化芸術係、文化財係」の 2 係から「管理係、歴史・文化芸術係、文化財係」の 3 係に改編
- ・ 学校教育課内の機関として「部活動地域展開推進室・部活動地域展開推進係」を設置

対象となる規則は以下のとおり。

- ・ 中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則
- ・ 中津市教育委員会の附属機関の設置等に関する規則

3. 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

教育総務課教育総務係 内線 4 6 1

組織の改編に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

組織の改編に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則

(中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則の一部改正)

第1条 中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則（平成16年中教規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「課その他の機関を置き、それぞれの課その他の機関に、」を「課等を置き、当該課等にそれぞれ」に改め、同項の表社会教育課の項中「管理・文化振興係」を「社会教育係」に改め、同項の次に次のように加える。

歴史博物館	管理係 歴史・文化芸術係 文化財係
-------	-------------------

第2条第3項の表を次のように改める。

課	機関	係その他の担当
学校教育課	部活動地域展開推進室	部活動地域展開推進係
社会教育課	生涯学習推進室	生涯学習推進係 生涯学習センター

第3条第2項中「室に室長を、館に館長を」を「各室に室長を」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

(部活動地域展開推進室の分掌事務)

第5条の2 部活動地域展開推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

部活動地域展開推進係

- (1) 部活動の地域展開の企画及び立案に関すること。
- (2) 地域クラブ活動の運営体制の整備に関すること。
- (3) 地域クラブ指導者の確保及び調整に関すること。
- (4) 部活動の地域展開に係る機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

(5) その他部活動の地域展開の推進に関すること。

第6条中 「管理・文化振興係」を「社会教育係」に改め、

「(4) 福澤記念館に関すること。

(5) 中津市歴史博物館及び分館の維持管理に関すること。

(6) 耶馬溪風物館の維持管理に関すること。

(7) 中津市木村記念美術館の維持管理に関すること

(8) 新中津市学校の維持管理及び運営に関すること。 を

(9) 文化振興に関すること。

(10) 社会教育調査に関すること。

(11) 所管に係る入札及び契約に関すること。

(12) 課の庶務に関すること。 」

「(4) 文化振興に関すること。

(5) 社会教育調査に関すること。

(6) 所管に係る入札及び契約に関すること。 に

(7) 課の庶務に関すること。 」

改める。

第7条中

「歴史・文化芸術係 」を

「管理係

(1) 福澤記念館に関すること。

(2) 中津市歴史博物館及び分館の維持管理に関すること。

(3) 耶馬溪風物館の維持管理に関すること。

(4) 中津市木村記念美術館の維持管理に関すること。

(5) 新中津市学校の維持管理及び運営に関すること。 に

(6) 所管に係る入札及び契約に関すること。

(7) ~~機関~~歴史博物館の庶務に関すること。

歴史・文化芸術係 」

改める。

(中津市教育委員会の附属機関の設置等に関する規則の一部改正)

第2条 中津市教育委員会の附属機関の設置等に関する規則（平成30年中教規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「主管課」を「課その他の機関（以下「主管課」という。）」に改める。

第2条の見出しを「（主管課）」に改め、同条中「に定める教育委員会の附属機関について、その庶務を処理する」を「第1欄に掲げる各附属機関の」に改め、同条の表5の項の次に次のように加える。

5の2 中津市部活動地域展開検討委員会	学校教育課部活動地域展開推進室
---------------------	-----------------

第2条の表9の2の項及び10の項中「社会教育課」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

新旧対照表

○中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則（第1条関係）

改正後	改正前																																									
（事務局の組織） 第2条 略 2 事務局に、次の表の左欄に掲げる課等を置き、当該課等にそれぞれ同表の右欄に掲げる係その他の担当を置く。 <table><tr><th>課等</th><th>係その他の担当</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>社会教育課</td><td>社会教育係</td></tr><tr><td>歴史博物館</td><td>管理係 歴史・文化芸術係 文化財係</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table> 3 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる課に同表の中欄に掲げる機関を置き、当該機関にそれぞれ同表の右欄に掲げる係その他の担当を置く。 <table><tr><th>課</th><th>機関</th><th>係その他の担当</th></tr><tr><td>学校教育課</td><td>部活動地域展開推進室</td><td>部活動地域展開推進係</td></tr><tr><td>社会教育課</td><td>生涯学習推進室</td><td>生涯学習推進係 生涯学習センター</td></tr></table> （削る。） （削る。） （教育部長等） 第3条 略 2 前条第2項の表課その他の機関の欄に掲げる各課に課長を、館に館長を置き、同条第3項の表機関の欄に掲げる各室に室長を置き、 ただし、部活動地域展開推進室長は、学校教育課長をもって充てる。 3～6 略 （学校教育課の分掌事務） 第5条 略	課等	係その他の担当	略	略	社会教育課	社会教育係	歴史博物館	管理係 歴史・文化芸術係 文化財係	略	略	課	機関	係その他の担当	学校教育課	部活動地域展開推進室	部活動地域展開推進係	社会教育課	生涯学習推進室	生涯学習推進係 生涯学習センター	（事務局の組織） 第2条 略 2 事務局に、次の表の左欄に掲げる課その他の機関を置き、それぞれの課その他の機関に、同表の右欄に掲げる係その他の担当を置く。 <table><tr><th>課その他の機関</th><th>係その他の担当</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>社会教育課</td><td>管理・文化振興係</td></tr><tr><td>（新設）</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table> 3 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる課に同表の中欄に掲げる機関を置き、当該機関にそれぞれ同表の右欄に掲げる係その他の担当を置く。 <table><tr><th>課</th><th>機関</th><th>係その他の担当</th></tr><tr><td>（新設）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>社会教育課</td><td>生涯学習推進室</td><td>生涯学習推進係 生涯学習センター</td></tr><tr><td></td><td>歴史博物館</td><td>歴史・文化芸術係 文化財係</td></tr></table> （教育部長等） 第3条 略 2 前条第2項の表課その他の機関の欄に掲げる各課に課長を、館に館長を置き、同条第3項の表機関の欄に掲げる室に室長を、館に館長を置き。 3～6 略 （学校教育課の分掌事務） 第5条 略	課その他の機関	係その他の担当	略	略	社会教育課	管理・文化振興係	（新設）		略	略	課	機関	係その他の担当	（新設）			社会教育課	生涯学習推進室	生涯学習推進係 生涯学習センター		歴史博物館	歴史・文化芸術係 文化財係
課等	係その他の担当																																									
略	略																																									
社会教育課	社会教育係																																									
歴史博物館	管理係 歴史・文化芸術係 文化財係																																									
略	略																																									
課	機関	係その他の担当																																								
学校教育課	部活動地域展開推進室	部活動地域展開推進係																																								
社会教育課	生涯学習推進室	生涯学習推進係 生涯学習センター																																								
課その他の機関	係その他の担当																																									
略	略																																									
社会教育課	管理・文化振興係																																									
（新設）																																										
略	略																																									
課	機関	係その他の担当																																								
（新設）																																										
社会教育課	生涯学習推進室	生涯学習推進係 生涯学習センター																																								
	歴史博物館	歴史・文化芸術係 文化財係																																								

改正後	改正前
<u>(部活動地域展開推進室の分掌事務)</u> 第5条の2 <u>部活動地域展開推進室の分掌事務は、次のとおりとする。</u> <u>部活動地域展開推進係</u> <u>(1) 部活動の地域展開の企画及び立案に関すること。</u> <u>(2) 地域クラブ活動の運営体制の整備に関すること。</u> <u>(3) 地域クラブ指導者の確保及び調整に関すること。</u> <u>(4) 部活動の地域展開に係る機関及び関係団体との連絡調整に関すること。</u> <u>(5) その他部活動の地域展開の推進に関すること。</u> <u>(社会教育課の分掌事務)</u> 第6条 <u>社会教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</u> <u>社会教育係</u> <u>(1)～(3) 略</u> <u>(削る。)</u> <u>(削る。)</u> <u>(削る。)</u> <u>(削る。)</u> <u>(削る。)</u> <u>(4) 文化振興に関すること。</u> <u>(5) 社会教育調査に関すること。</u> <u>(6) 所管に係る入札及び契約に関すること。</u> <u>(7) 課の庶務に関すること。</u> <u>(歴史博物館の分掌事務)</u> 第7条 <u>歴史博物館の分掌事務は、次のとおりとする。</u> <u>管理係</u> <u>(1) 福澤記念館に関すること。</u> <u>(2) 中津市歴史博物館及び分館の維持管理に関すること。</u> <u>(3) 耶馬溪風物館の維持管理に関すること。</u>	<u>(新設)</u> <u>(社会教育課の分掌事務)</u> 第6条 <u>社会教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</u> <u>管理・文化振興係</u> <u>(1)～(3) 略</u> <u>(4) 福澤記念館に関すること。</u> <u>(5) 中津市歴史博物館及び分館の維持管理に関すること。</u> <u>(6) 耶馬溪風物館の維持管理に関すること。</u> <u>(7) 中津市木村記念美術館の維持管理に関すること</u> <u>(8) 新中津市学校の維持管理及び運営に関すること。</u> <u>(9) 文化振興に関すること。</u> <u>(10) 社会教育調査に関すること。</u> <u>(11) 所管に係る入札及び契約に関すること。</u> <u>(12) 課の庶務に関すること。</u> <u>(歴史博物館の分掌事務)</u> 第7条 <u>歴史博物館の分掌事務は、次のとおりとする。</u> <u>(新設)</u>

改正後	改正前
<u>(4) 中津市木村記念美術館の維持管理に関すること。</u> <u>(5) 新中津市学校の維持管理及び運営に関すること。</u> <u>(6) 所管に係る入札及び契約に関すること。</u> <u>(7) 機関歴史博物館の庶務に関すること。</u> 歴史・文化芸術係 (1)～(8) 略 文化財係 (1)～(6) 略	歴史・文化芸術係 (1)～(8) 略 文化財係 (1)～(6) 略

新旧対照表

○中津市教育委員会の附属機関の設置等に関する規則（第2条関係）

改正後	改正前																												
(趣旨) 第1条 この規則は、中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成30年中津市条例第17号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、教育委員会の附属機関の庶務を処理する課その他の機関（以下「主管課」という。）について必要な事項を定めるものとする。 (主管課) 第2条 条例別表第2第1欄に掲げる各附属機関の 主管課は、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>附属機関</th><th>主管課</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5 略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>5の2 中津市部活動地域展開検討委員会</td><td>学校教育課部活動地域展開推進室</td></tr> <tr> <td>6～9 略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>9の2 中津市歴史博物館協議会</td><td>歴史博物館</td></tr> <tr> <td>10 中津市文化財調査委員会</td><td>歴史博物館</td></tr> <tr> <td>11・12 略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	附属機関	主管課	1～5 略	略	5の2 中津市部活動地域展開検討委員会	学校教育課部活動地域展開推進室	6～9 略	略	9の2 中津市歴史博物館協議会	歴史博物館	10 中津市文化財調査委員会	歴史博物館	11・12 略	略	(趣旨) 第1条 この規則は、中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成30年中津市条例第17号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、教育委員会の附属機関の庶務を処理する主管課 について必要な事項を定めるものとする。 (庶務) 第2条 条例別表第2に定める教育委員会の附属機関について、その庶務を 処理する主管課は、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>附属機関</th><th>主管課</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5 略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>(新設)</td><td></td></tr> <tr> <td>6～9 略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>9の2 中津市歴史博物館協議会</td><td>社会教育課歴史博物館</td></tr> <tr> <td>10 中津市文化財調査委員会</td><td>社会教育課歴史博物館</td></tr> <tr> <td>11・12 略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	附属機関	主管課	1～5 略	略	(新設)		6～9 略	略	9の2 中津市歴史博物館協議会	社会教育課歴史博物館	10 中津市文化財調査委員会	社会教育課歴史博物館	11・12 略	略
附属機関	主管課																												
1～5 略	略																												
5の2 中津市部活動地域展開検討委員会	学校教育課部活動地域展開推進室																												
6～9 略	略																												
9の2 中津市歴史博物館協議会	歴史博物館																												
10 中津市文化財調査委員会	歴史博物館																												
11・12 略	略																												
附属機関	主管課																												
1～5 略	略																												
(新設)																													
6～9 略	略																												
9の2 中津市歴史博物館協議会	社会教育課歴史博物館																												
10 中津市文化財調査委員会	社会教育課歴史博物館																												
11・12 略	略																												

中津市スポーツ推進委員の解嘱について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和8年3月27日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

中津市スポーツ推進委員の解嘱について

氏名	性別	年齢	地区	住所
秋吉 春夫	男性			
重春 貴也	男性			

解嘱理由：2名の委員は自身の都合によりスポーツ推進委員を続けることが困難であると申出があったため辞任。

解嘱日：令和8年3月31日

【参考（解嘱後）】

（地区内訳）

地区名	人数	内訳
中津	10名	男：8 女：2
三光	9名	男：6 女：3
本耶馬溪	9名	男：5 女：4
耶馬溪	11名	男：6 女：5
山国	8名	男：8 女：0
合計	47名	男：33 女：14

（スポーツ推進委員定数）

○中津市スポーツ推進委員に関する規則

第3条 スポーツ推進委員は、54人以内とする。

中津文化・芸術推進事業補助金交付要綱の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和8年3月27日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

中津文化・芸術推進事業補助金交付要綱の一部改正の概要

1. 趣旨

補助事業を継続するため、要綱の終期を延長するもの。

2. 改正内容

要綱の附則において令和 8 年 3 月 31 日限りとしている失効期限を、令和 11 年 3 月 31 日まで 3 年間延長する。

3. 施行期日等

令和 8 年 3 月 31 日

新旧対照表

○中津文化・芸術推進事業補助金交付要綱

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 略 (この要綱の失効) 2 この要綱は、<u>令和11年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に完了した<u>補助</u>事業における第7条から第10条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。	附 則 (施行期日) 1 略 (この要綱の失効) 2 この要綱は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に完了した____事業における第11条から第16条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

中津市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和8年3月27日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

中津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の概要

1. 提案理由

区域外通学承認事務において、事務処理の迅速化を図るとともに、責任の所在を明確にすることで、市民サービスの向上と組織運営の能率化を図ることを目的とする。

2. 改正内容

専決事項の追加：第4条に第4項を新設し、学校教育課長の専決事項として「中津市立小・中学校通学区域設定規則（平成15年中教規則第8号）第5条の規定による指定した小・中学校の変更に関する事」を明記する。

3. 施行期日

令和8年4月1日

教育委員会 学校教育課学校教育係 (内線 * 6 4 9 5)

中教訓令第 号

中津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 日

中津市教育委員会

中津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

中津市教育委員会事務決裁規程（平成 18 年中教訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号を次のように改める。

（6） 校長 小学校及び中学校（第 4 条第 4 項において「小・中学校」という。）の校長並びに幼稚園の園長をいう。

第 3 条中「委任された事項」の次に「のうち、次条に規定する専決事項以外のもの」を加える。

第 4 条第 3 項中「に関する事（第 1 項第 1 4 号並びに前項第 4 号及び第 5 号に定める事項を除く。）」を「（時間外勤務命令及び旅行命令を除く。）に関する事」に改め、同条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 第 2 項に定めるもののほか、学校教育課長の専決できる事項は、中津市立小・中学校通学区域設定規則（平成 15 年中教規則第 8 号）第 5 条の規定による指定した小・中学校の変更にすることとする。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

新旧对照表

○中津市教育委員会事務決裁規程

改正後	改正前
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) 校長 小学校及び中学校（第4条第4項において「小・中学校」という。）の校長並びに幼稚園の園長をいう。 (7) 略 (教育長の決裁事項) 第3条 教育長が決裁する事項は、中津市教育委員会所管事務委任規則（平成17年中教規則第10号）の規定により教育長に委任された事項<u>のうち、次条に規定する専決事項以外のもの</u>とする。 (専決事項) 第4条 略 2 略 3 前項に定めるもののほか、教育総務課長の専決できる事項は、中津市教育委員会事務局職員の勤務命令（時間外勤務命令及び旅行命令を除く。）<u>に関する事</u>とする。 4 前2項第2項に定めるもののほか、学校教育課長の専決できる事項は、<u>通学区域の変更（指定校変更）の承認</u>中津市立小・中学校通学区域設定規則（平成15年中教規則第8号）第5条の規定による指定した小・中学校の<u>変更に関する事</u>とする。 5・6 略	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) 校長 学校の校長及び幼稚園長をいう。 (7) 略 (教育長の決裁事項) 第3条 教育長が決裁する事項は、中津市教育委員会所管事務委任規則（平成17年中教規則第10号）の規定により教育長に委任された事項<u>とする。</u> (専決事項) 第4条 略 2 略 3 前項に定めるもののほか、教育総務課長の専決できる事項は、中津市教育委員会事務局職員の勤務命令<u>に関する事</u>（第1項第14号並びに前項第4号及び第5号に定める事項を除く。）とする。 (新設) 4・5 略

令和８年第１回定例市議会一般質問について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和8年3月27日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

順位	議席	氏名	質問の要旨
1	1番	恒賀 慎太郎	1. 中津市の安定した配水事業について ①浄水場整備工事の進捗状況と完成予定は ②三口浄水場の停電災害への対策は ③計画時期より物価上昇が著しいが水道料金への影響は 2. 道路整備事業 ①住宅地の郊外化に伴う要望の現状と対応年数は ②建設土木課、耕地課の主要事業の進捗状況は
2	13番	木佐貫 佳子	1. 安全安心な学校給食をすべての子ども達に ①アレルギー対応 2. 住み慣れた地域で安心して暮らせるように ①第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画実施に係わっての成果と課題 ②計画を進める上での地域福祉ネットワーク協議会の現状 ③第5次地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に向けて ④各地域の個別避難計画作成の現状は 3. 「青の洞門」周辺をさらに誇れる名所に ①旧レストハウス周辺整備のゴールイメージは ②洞門周辺の環境整備 ③さらなる観光振興に向けて
3	6番	三上 英範	1. 不当要求拒絶の文書発出を ①裁判の中で取り上げられた事は ②大分市の第3者委員会報告に学び、当市でもその教訓を ③公共事業の品質確保のために不当要求拒絶の見解発出を 2. 水路の災害復旧事業における被災農家負担なしのために条例一部改正を ①農水省の被災農家負担の認識の再確認 ②市の財政負担及び条例改正経過の確認 ③水路の負担なしに条例の一部改正を 3. 中津市過疎地域持続的発展計画書をより具体的・実践的に ①計画の位置づけと「高齢者・小規模農家が可能な限り農業を続けていけるよう地域組織の支援を行うこと」の具体化 ②「森林管理支援、森林作業道の整備支援」の具体的内容と年次計画の確立 ③空き家・高齢者の一人暮らしの実態とその安全確認 4. 新年度予算案について ①住宅関連3資金の早期解決は ②補助金「不正受給事件」の令和8年3月31日現在の未収金残高とその回収策 ③軽自動車税重課税対象台数実態と重課税の廃止は
4	11番	千木良 孝之	1. 自転車道路交通法改正について ①子どもたちへの教育状況 ②外国人移住者及び外国人労働者等への教育、周知等 ③法改正に伴い市のやるべきこと、取組み 2. 中津駅周辺、日ノ出町商店街、宮島町の活性化について ①中津駅、日ノ出町、宮島町の現状 ②居場所づくり ③活性化に向けた今後の取組み

順位	議席	氏名	質問の要旨
5	16番	相良 卓紀	1. 関係人口増加の取組みについて ①各支所における人口減少の現状と今後の課題 ②地域存続のための各支所の取組み状況 ③関係人口の増加に向けて 2. スマホでツーホーの効果的な活用について ①スマホでツーホーの活用状況 ②効果的な活用に向けて 3. マイナ救急の普及について ①これまでの救急医療情報キットの活用実績と効果 ②マイナ救急普及の課題と対策
6	10番	大塚 正俊	1. 城北中3年生からの政策提言 ①COME☆HERE中津 ②特産物フェスによる中津革命 ③わんぱくウォークラリー 2. 今後の給食費はどうなる ①国の無償化の内容と国、地方の財政負担は ②国の園児や中学生の無償化の方向性は ③すべての子どもの給食費を無償に 3. 地域の気候風土に適した伝統的木造住宅のすすめ ①気候風土適応住宅の特長と基準は ②普及啓発活動 ③基準に適合した公共施設の建築 ④補助制度の創設 ⑤職人の育成に向けて
7	2番	奥村 一義	1. 市民サービスの向上 ①「書かない」「行かない」市役所の成果 ②おくやみハンドブックと相続ガイドブックの活用 ③ごみ収集に関する市民の満足度 2. 防災体制の強化 ①災害時協力井戸の進捗 ②防災士の活動の今後 3. 中小企業の振興 ①中津市中小企業振興計画の進捗 ②「中小企業等の人材確保のための総合的な情報交換・意見発信のできる会議体の設置に係る請願」への対応
8	3番	渕野 真己	1. 耶馬溪町の今後 ①本庁・支所それぞれから見た耶馬溪町の展望 ②支所農林水産課、支所建設土木課の成果と課題 ③公共交通・インフラ・地域の変化への対応 ④観光・交流拠点・賑わいづくり ⑤集落調査の現況 ⑥地域医療の将来像

順位	議席	氏名	質問の要旨
9	19番	相良 亜寿香	1. 産後ケアについて ①現在の中津市の産後ケア事業の内容・情報発信方法は ②産後ケアについての課題認識は ③じいじ・ばあば学級の実施に向けての検討は 2. 中津市公共駐車場について ①本庁の駐車場及び有料市営駐車場の駐車場管理員の人数と配置体制・経費は ②無人化及び24時間利用の検討は ③深耶馬公共駐車場の有料化の検討は ④本耶馬溪の公共駐車場の有料化の検討は 3. これからの深耶馬観光について ①シーズン中の深耶馬の駐車場不足 ②景観の維持管理と観光ガイドの育成 4. 市内の不法投棄の現状と対応について ①市内の不法投棄の現状と対応 5. 中津市の将来について ①コンパクトシティに向けた考えは
10	23番	木ノ下 素信	1. 緊急避難時の高齢者等災害弱者への対応 ①避難計画の活用 ②関係課及び警察署の役割連携 2. JR駅舎の活用 ①今津駅 ②東中津駅 ③中津駅 3. 高齢者徘徊搜索模擬訓練を実施して ①市役所の役割 ②SOSネットワークの活用 ③地域の取組み支援 4. 関係人口づくり ①中津市の現状認識 ②具体的施策の展開
11	24番	本田 哲也	1. 入札等・契約制度について ①業務契約時等の業者選定方法は ②入札等の件数・金額は ③公平性の確保は 2. 山国川『特定都市河川』県内初指定にむけて ①初指定への道のり ②指定による規制は ③流域治水プロジェクトの中で市としてできること ④河口干潟への影響は ⑤施策展開スケジュール 3. 「九州オルレ」で青の洞門周辺観光の底上げを ①青の洞門周辺の観光施策は ②「九州オルレ」への認定を
12	5番	川内 八千代	1. 市民への不当な圧力なくす中津市へ ①明らかになった事実を教訓として 2. 子育て支援充実 ①学校給食費は小中学生は全員無料を続けて ②教育費の負担軽減を ③子どもの医療費完全無料に ④医療的ケア児と家族への支援充実 3. 多くの市民に行きわたる物価高騰対策を 4. さくら猫プロジェクト ①利用条件の緩和 ②譲渡会会場確保の支援

順位	議席	氏名	質問の要旨
13	20番	小住 利子	1. 医療的ケア児・者と家族の会との対話会に参加して ①「ワンストップ相談窓口」の明確化 ②「当事者参画型」の研修の実施と対応 ③レスパイト入院 2. 衣類資源循環による環境負荷低減と地域貢献について ①環境省の計画と本市の現状認識は ②古着を活用した循環型支援の検討を ③学校制服のリユース（譲渡会）の仕組みづくり 3. 防災体制の強化と女性の視点及び自主防災組織への支援について ①担当部局への女性職員の配置 ②自主防災組織への補助金と支援の現状 ③要支援者の個別避難計画と現状の対応は
14	7番	古江 信一	1. 佐賀関大火を教訓とした対策を ①「延焼警戒地区」の指定 ②沿岸部における古くからの木造住宅が密集する地域の防災・防火対策の現状と改善（空き家・高齢化・狭い道路・消火栓等） ③地域の防災組織の強化 ④市内全域における女性防災士の養成と地域自主防災組織への加入の促進を 2. 選挙における投票率の低下を考える ①投票率の低下への対策 ②移動式期日前投票所の検討 ③投票可能な施設（福祉施設・病院等）以外の施設への対策
15	15番	大内 直樹	1. 不登校・引きこもり支援について ①「こども」の定義と本市の位置づけ ②2025年引きこもり支援実態調査報告書から見える現状と課題 ③支援の切れ目が生じている状況 ④制度の狭間（グレーゾーン）への対応 ⑤情報が分散し、必要な支援が届きにくいこと ⑥多様な「居場所」と選択肢の不足 ⑦支援者の負担軽減と横のネットワークづくり 2. 居住支援体制の現状認識と課題について ①住宅確保要配慮者が住まいにたどり着けない構造的課題 ②家主側の不安（孤独死・トラブル・原状回復）への対策不足 ③居住支援を担う「連携の司令塔」の整備 ④居住支援の継続性を支える仕組みの課題

順位	議席	氏名	質問の要旨
16	14番	三重野 玉江	1. キャッシュレス化の点から面への展開について ①体育施設の予約方法 ②地域通貨として地域内経済循環に繋げる仕組みづくりの考えは ③学校集金への活用の可能性は 2. 中津駅の将来像と、駅から始まるまちづくり ①駅を通過点ではなく滞在空間と捉える認識 ②稼ぐ駅舎への転換と、官民連携による待合空間の創出の考えは ③5年後、10年後、駅や駅周辺がどのような姿であって欲しいか
17	21番	松葉 民雄	1. 水害リスクと防災体制について ①山国川の特定都市河川指定に伴う今後のまちづくり ②激甚化する自然災害への備えと防災体制の強化 ③旧下毛地域でハザードマップ内に位置する公共施設の今後の維持管理等 2. 高次脳機能障害について ①高次脳機能障害者支援法の施行に向けた体制整備 ②障がい者の情報アクセス権と「デジタル手帳」の課題 3. 誰もが安心して暮らせる「ベーシックサービス」の確立と地域活性化について ①人口減少社会における「ベーシックサービス」の導入 ②次期「過疎地域持続的発展計画（R8～R12）」の戦略 ③旧下毛地域における教育・保育環境の再編 ④観光資源の活用とブランド戦略
18	4番	荒木 ひろ子	1. 市の不当圧力排除の取組み ①脅迫事件の裁判で明らかになった市の対応の検証と改善 2. 差別をなくす一人一人の人権の保障 ①同和問題を前提にした制度の廃止 3. 子どもを産み育てやすい中津市に ①幼保・小中学校の給食費無償化とアレルギー対応 ②子ども医療費の完全無料化 ③教育環境の充実 ④未満児の保育料無料化 4. 長生きを喜べる中津市に ①医療・介護の負担を軽く ②入院・入所中の方への投票の配慮

令和８年度中津市研究指定校・園について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和8年3月27日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

1 事業の目的

中津市が推進する「みんな活躍授業」は、生徒一人ひとりが対話を通じて課題を解決する学びを中心に据え、主体的に学ぶ姿を目指している。この理念は、遅くとも令和13年度までに予定されている部活動の地域展開において、生徒が主体的に活動を継続するために不可欠な要素である。

そのため日々の授業や学校行事での主体的学びの創出とともに、部活動においても現在の教師主導・メニュー提示型の指導から脱却し、生徒が主体的に活動の中心となって活躍できる資質・能力の育成を目指す。

またこのような部活動を推進し、教員の指導負担も軽減することで、学校における働き方改革を推進することにもつなげる。

2 事業期間

推進モデル校の指定期間は、令和8年度から2年間とする。

3 事業の内容

(1) 主旨

本事業においては、「1 事業の目的」に基づき、生徒一人ひとりが主体的に部活動に取り組む「生徒主体の部活動」を推進する。

なお、本事業の推進にあたっては、学校の実態に応じた教育課程の最適化や、生徒の主体性を引き出すための活動機会の創出など、学校の創意工夫を尊重するものとする。

(2) 推進モデル校における実施内容

推進モデル校は、自校の教育目標や生徒の実態に合わせ、以下の項目について学校の裁量により創意工夫ある取り組みを実施する。

① 推進モデル校は、授業や学校行事等で主体的学びを創出するとともに、部活動においても生徒が主体的に活動する仕組みを導入する。

ア 顧問は、生徒の創意工夫や試行錯誤を尊重するファシリテーターとしての役割を重視すること。

イ 標準授業時数を確保した上で、授業時間の弾力的な運用などを行うことで、補充学習等自主的な学習時間として活用するとともに、生徒が主体的なミーティングや指導者との連携を円滑に行える時間に充てるなど環境を整えること。

② 推進モデル校は、年に1回、市内の中学校教員等を対象とした「活動公開日」等を開催し、生徒の変容や教育課程上の工夫を共有する。なお、本公開をもって市教委への実施報告に代えるものとし、報告書作成は不要とする。

③ 推進モデル校は、中津市教育委員会の求めに応じ、取組内容について情報提供を行う。

(3) 中津市教育委員会の実施内容

中津市教育委員会は、推進モデル校が事業の目的達成に向けた実践を行えるよう、以下の伴走支援を行う。

① 推進モデル校が独自の教育課程編成を実施する場合、その運用が円滑に進むよう制度面での相談・助言を行う。

② 教員が顧問として生徒の主体性を引き出すための取り組みに関する相談・助言を行う。

1 事業の目的

就学前の幼児期は、その後の教育につながる基礎を培う大切な時期である。この時期に、中津市の「一人ひとりを大切にする教育」という教育理念に基づき、個々の教育的ニーズに応じた適切な支援を行うとともに、多様な特性をもつすべての幼児が共に学び育つ「インクルーシブ教育」を推進することで、「自分のやりたいことにチャレンジする中津っ子」「自分の思いを表現し合える中津っ子」の育成を目指す。

また、就学前からの切れ目ない支援体制を構築し、小学校への円滑な引継ぎによる不登校の未然防止や共生社会の基盤づくりに資することを目的とする。

2 事業期間

推進モデル園の指定期間は、令和8年度より基本1年間とする。

3 事業の内容

（1）主旨

本事業においては、「1 事業の目的」に基づき、個々の教育的ニーズに応じた適切な支援の実践研究を行うとともに、園全体の環境整備や集団作りを通じて幼児が共に育つインクルーシブ教育のモデルを構築する。

（2）研究モデル園における実施内容

推進モデル園は、自園の教育目標や園児の実態に合わせ、以下の項目について園の裁量により創意工夫ある取り組みを実施する。

① 幼稚園におけるインクルーシブ教育・特別支援教育体制の整備に関する実践と検証

- ア 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用を通じ、それらを活用した適切な指導や必要な支援の実践・検証を行うこと。
- イ ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境構成や、多様性を認め合い互いに助け合う集団づくりの実践・検証を行うこと。
- ウ 必要に応じ、教育・保健・福祉・医療等の関係機関と連携すること。
- エ 小学校等就学先への円滑な引継ぎのための連携策を検討すること。
- オ 園内研修を定期的 to開催し、園全体で組織的に対応する体制を構築すること。

② 公立幼稚園教員等の専門性の向上のための取り組み

推進モデル園は、校区别幼保小連携協議会における保育公開、教育課程研究協議会における実践発表等を通じて、本事業で得られた成果や課題を市内の公立幼稚園と共有し、教員等の保育の質の向上に寄与すること。なお、本公開・発表をもって市教委への実施報告に代えるものとし、報告書作成は不要とする。

③ 研究モデル園は、中津市教育委員会の求めに応じ、取組内容について情報提供を行う。

（3）中津市教育委員会の実施内容

中津市教育委員会は、推進モデル校が本事業を円滑に実践できるよう、特別支援加配教員、幼稚園担当者、教育委員会関係者等から構成される「幼稚園インクルーシブ推進協議会（仮）」を設置し、実践必要に応じて相談・助言を行う等伴走支援を行う。

中津市立学校におけるカスタマーハラスメント対策についての保護者周知について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和8年3月27日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

保護者の皆様へ

中津市立学校におけるカスタマーハラスメント対策

令和8年4月1日
中津市教育委員会

学校教育は、民間企業等が提供する商品やサービスと異なり、児童・生徒や保護者の皆様が自由に選べるものばかりではありません。そのため、教職員は、すべての児童・生徒、保護者の皆様に対し、公平・公正に対応する義務を負っています。

中津市立小・中学校教職員は、保護者の皆様からの要望や意見には、それぞれの事情に配慮した上、傾聴に徹し、丁寧に説明するなど誠実な対応に努めております。

しかし近年、一部の保護者の方からの常識の範囲を超えた過度な要求や言動等により、教職員が尊厳を傷つけられ、精神的負荷によりメンタルや体調に支障を来し職務に専念できなくなった例も見られています。

こうした行為は、子どもたちや他の保護者の皆様に対する確かな学びを保障できなくなるとともに、学校現場の教育環境に著しい支障をきたすことが懸念されます。

本市教育委員会としては、教職員の人権が尊重され、子どもたちの教育に全力で取り組んでいく環境を保障するために、常識の範囲を超えた過度な要求や言動に対しては、誠意をもって対応しつつも、今後は下記の通り毅然とした態度で対応いたします。

保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

1 保護者の皆様への対応にあたっての基本姿勢

【保護者の皆様に寄り添った対応】

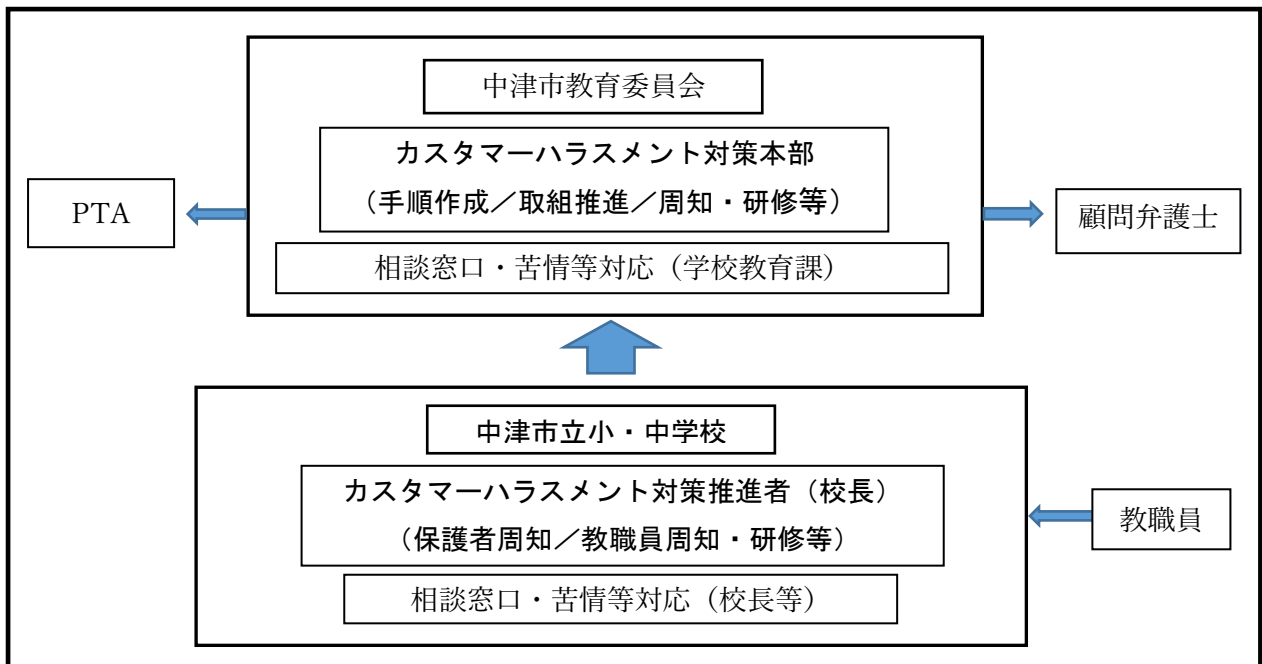
保護者の皆様から寄せられる要望や意見は貴重なものであり、丁寧に対応しなければなりません。具体的には、原則として以下のように対応するよう市内各学校に周知・指導しています。

- ・ 途中で話を遮ったり反論したりしない。（傾聴）
- ・ 疑問があれば質問をして、注意深く相手の主張を聞き取る。
- ・ 事実関係や要求内容を丁寧に確認する（「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「なぜ」「どのように」）。

学校に対してクレームを表明する方は、何らかの悩みや困難を抱えていることが多く、意図せず感情的になってしまうこともあります。まずは傾聴に徹し、時には寄り添いながら相手の主張を正確に聞き取るようにします。

しかし、感情的であることを超えて、暴力行為や威嚇・脅迫等、カスタマーハラスメントの定義に該当する言動があった場合は、速やかにカスタマーハラスメント行為を受けた際の対応に移ります。

2 中津市教育委員会並びに学校における組織体制と相談の流れ



3 カスタマーハラスメントの定義とハラスメント行為の主な類型

(1) 定義

令和6年12月16日の労働政策審議会（厚労相諮問機関）で労働施策総合推進法改正に向けた方針案が示され、カスタマーハラスメントを（1）行為者が顧客や取引先など（2）社会通念上、相当範囲を超えた言動（3）就業環境への悪影響—この3つの要素を満たすものと定義しています。中津市においても、この考え方を基本に定義しました。

保護者等からの要求で、内容が不当なもの、または、その要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、教職員の就業環境が害されるもの

※保護者等とは、児童生徒の近親者（祖父、祖母等）、中津市立学校の施設利用者、近隣住民も含まれます。 《中津市立学校・園 カスタマーハラスメント対応マニュアルより抜粋》

(2) ハラスメントの主な類型

主な類型	行為のタイプ
時間拘束型	長時間の電話や居座りにより、対応に当たる教職員を長時間拘束するタイプです。
リピート型	来校又は電話で正当な理由なく要求を繰り返すタイプです。
暴言型	大声をあげる行為、侮辱的発言、人格や名誉を毀損する発言をするタイプです。
威嚇・脅迫型	教職員を怖がらせるような行為をおこなうタイプです。
SNS等での誹謗中傷型	SNS・インターネット上で職員の名誉を毀損したり、プライバシーを侵害したりする情報を掲載するタイプです。

【問い合わせ先】 学校教育課 0979-22-4941

ハラスメントのない、より良い関係に

学校現場におけるカスタマーハラスメントの禁止

時間の拘束



不当な要求



威圧的な言動



ネット上の攻撃



暴力・脅迫・業務妨害など、悪質な行為と判断した場合は、警察への通報や弁護士への相談を含めた法的措置を講じます。

子どもたちに確かな学びを保証できる教育環境をともにつくっていきましょう！

問合せ

中津市教育委員会学校教育課

☎ 0979-22-4941

教育委員会事務局職員の人事異動（内示）について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和8年3月27日提出

中津市教育委員会

教育長 古 口 宣 久

2月7日～3月31日 教育委員会 報告

2月

日・曜	時間	催 し 物	場 所	備 考
7日（土）		学びのススメ土曜塾	各公民館・コミュニティセンター等	
		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	
	13：00	磯田道史氏×朝吹真理子氏対談	中津文化会館	
	9：00	福澤諭吉記念 近郊小・中学校書写展	小幡記念図書館研修室	
	14：00	上映会(一般)「人誰か故郷を思わざらん―福澤諭吉翁物語―」	小幡記念図書館視聴覚室	
8日（日）	9：00	福澤諭吉記念 近郊小・中学校書写展	小幡記念図書館研修室	
	10：00	日本語教室「あい♡ことば」	中津市教育福祉センター	
	13：30	日本語教室「きらきら」	如水コミュニティセンター	
9日（月）	15：00	教育課程研究協議会・統一部会日	各会場	
	11：00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館視聴覚室	
10日（火）	13：30	赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業「はじめましてひらくっちゃん」	三光コミュニティセンター	
	14：00	定例校長会議	研修室	
	14：05	中津市青少年健全育成市民会議主催 校区子育て講座	真坂小学校	
	15：30	特別支援連携協議会	教育委員会室	
11日（水）		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	
	14：00	「高橋誠一郎と浮世絵―コレクターのまなざし―」ギャラリートーク	歴史博物館	
12日（木）		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	
	10：00	通学路安全対策会議	教育委員会室	
	13：00	慶應義塾体育会野球部中津市合宿(2月14日まで)	ダイハツ九州スタジアム	
	14：05	中津市青少年健全育成市民会議主催 校区子育て講座	沖代小学校	
13日（金）		中津市青少年健全育成市民会議主催 校区子育て講座	北部、城井、下郷小学校	
14日（土）		学びのススメ土曜塾	各公民館・コミュニティセンター等	
		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	
	13：30	発明クラブ講座及び閉校式		
	14：00	上映会(児童)「おかあさんといっしょスペシャルステージ み～んなカラフル」	小幡記念図書館視聴覚室	
15日（日）		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	
	13：30	日本語教室「きらきら」	如水コミュニティセンター	
	13：30	ワークショップ「多色木版画を摺ってみよう！」	歴史博物館プレイススタジオ	

日・曜	時間	催 し 物	場 所	備 考
16日（月）	11：00	おはなし会（幼児向け）	小幡記念図書館視聴覚室	
	15：30	教育課程研究協議会（総則部会）	教育会館	
	16：00	「学びの里 生涯学習フェスタ」第3回実行委員会	中津市生涯学習センター「まなびん館」	
17日（火）		中津市青少年健全育成市民会議主催 校区子育て講座	小楠、鶴居小学校	
18日（水）		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	
	10：00	あかちゃんタイム	小幡記念図書館	
	11：00	赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館視聴覚室	
19日（木）		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	
20日（金）	13：00	名勝耶馬溪保存整備委員会	新中津市学校	
21日（土）		学びのススメ土曜塾	各公民館・コミュニティセンター等	
		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	
	14：00	美術鑑賞講座「美術のすすめ」	小幡記念図書館 視聴覚室	
22日（日）				
23日（月）	11：00	おはなし会（幼児向け）	小幡記念図書館視聴覚室	
24日（火）		2月公民館長会議		
	15：30	小中高短大等連絡協議会	教育委員会室	
25日（水）		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	
26日（木）		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	
	9：00	東京医療保健大学女子バスケットボール部中津市合宿（3月3日まで）	ダイハツ九州アリーナ	
27日（金）	10：00	いじめ問題専門委員会	教育委員会室	
28日（土）		中津市放課後子ども教室	各公民館・コミュニティセンター等	
		学びのススメ土曜塾	各公民館・コミュニティセンター等	

3月

日・曜	時間	催 し 物	場 所	備 考
1日（日）	10：00	中津市生涯を通じた障がい者の学び支援事業「まなびば」	三光コミュニティセンター、三光総合運動公園	
	13：00	日本語教室「きらきら」	如水コミュニティセンター	
2日（月）	11：00	おはなし会（幼児向け）	小幡記念図書館視聴覚室	
3日（火）	14：00	福沢諭吉旧居整備検討委員会	新中津市学校	
4日（水）				
5日（木）				
6日（金）		中学校卒業式	各中学校	教育長他

日・曜	時間	催 し 物	場 所	備 考
7日（土）	9：00	国立印刷局企画展「中津で学ぶ福沢諭吉とお札」 （～4/19まで）	歴史博物館	
	10：00	ワークショップ「自分だけのお札風コラージュをつくろう」	歴史博物館プレイスタジオ	
	14：00	上映会(一般)「映画 グランメゾン★パリ」	小幡記念図書館視聴覚室	
8日（日）	10：00	ワークショップ「自分だけのお札風コラージュをつくろう」	歴史博物館プレイスタジオ	
9日（月）	11：00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館視聴覚室	
	13：30	中津市公民館運営審議会	中津市役所本庁4階研修室	教育長他
	15：30	中津市社会教育委員会議	中津市役所本庁4階研修室	教育長他
10日（火）	12：30	赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業「はじめましてひらくっちゃん」	三光コミュニティーセンター	
	15：30	架け橋プログラム開発会議		
11日（水）				
12日（木）				
13日（金）	14：00	校長会議		
14日（土）	10：00	古代遺跡をめぐるブラコダイ	なかつ長者伝説公園 多目的広場	
	11：00	学びの里生涯学習フェスタ (作品展示・リハーサル)	中津文化会館	
	14：00	上映会(児童)「白雪姫と7人の小人」	小幡記念図書館視聴覚室	
15日（日）	9：30	学びの里生涯学習フェスタ (作品展示・発表)	中津文化会館	市長他
	13：00	日本語教室「あい♡ことば」	大分県立中津支援学校	
	13：30	日本語教室「きらきら」	如水コミュニティーセンター	
16日（月）	11：00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館視聴覚室	
17日（火）				
18日（水）	10：00	あかちゃんタイム	小幡記念図書館	
	11：00	赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館視聴覚室	
19日（木）		小学校卒業式	各小学校	教育長他
20日（金）				
21日（土）	14：00	上映会(一般)「オジさん、劇団始めました。」	小幡記念図書館視聴覚室	
22日（日）				
23日（月）		幼稚園卒園式	各幼稚園	教育長他
	11：00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館視聴覚室	
	14：00	令和7年度総合教育会議	本庁4階研修室	教育長他
24日（火）	13：30	3月中津市公民館長会議 協育コーディネーター会議	小幡コミュニティーセンター	
25日（水）				
26日（木）		修了式	各小・中学校	
27日（金）	15：00	定例教育委員会	教育委員会室	教育長他
28日（土）	14：00	上映会(児童)「はたらく細胞 ①vol.4」	小幡記念図書館視聴覚室	

日・曜	時間	催 し 物	場 所	備 考
29日（日）	13：30	日本語教室「きらきら」	如水コミュニティーセンター	
30日（月）	11：00	おはなし会（幼児向け）	小幡記念図書館視聴覚室	
31日（火）	16：45	教職員退職者辞令交付式	教育委員会室	教育長他

4月 教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催 し 物	場 所	主催・担当課等	出席依頼者
1日（水）	13：00	定例校長会議	本庁研修室	学校教育課	
	14：00	中津市公民館長・社会教育指導員任用 通知交付式・館長、社会教育指導員会議	中津市生涯学習 センターまなびん館	社会教育課 生涯学習推進室	
2日（木）	15：00	新採用者等教職員服務規律研修	中津文化会館	学校教育課	
3日（金）					
4日（土）	14：00	上映会（一般）「九十歳。何がめでたい」	小幡記念図書館視 聴覚室	小幡記念図書館	
5日（日）					
6日（月）	11：00	おはなし会（幼児向け）	小幡記念図書館視 聴覚室	小幡記念図書館	
7日（火）					
8日（水）		始業式	各小中学校	学校教育課	
	11：00	幼稚園入園式	各幼稚園	学校教育課	
9日（木）					
10日（金）		中学校入学式	各中学校	学校教育課	
11日（土）	14：00	上映会（児童）「れっしゃだいこうしん 20 25」	小幡記念図書館視 聴覚室	小幡記念図書館	
12日（日）	10：00	日本語教室「あい♡ことば」	教育福祉センター	社会教育課 生涯学習推進室	
	13：30	日本語教室「きらきら」	如水コミュニティーセ ンター	社会教育課 生涯学習推進室	
13日（月）		小学校入学式	各小学校	学校教育課	
	11：00	おはなし会（幼児向け）	小幡記念図書館視 聴覚室	小幡記念図書館	
	15：00	教頭会議	本庁研修室	学校教育課	
14日（火）	13：00	赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業 「はじめましてひらくっちゃん」	三光コミュニティーセ ンター	小幡記念図書館	
15日（水）	10：00	あかちゃんタイム	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
	11：00	赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館視 聴覚室	小幡記念図書館	
16日（木）		大分県学力定着状況調査（小5・中2）	各小中学校	学校教育課	
17日（金）		教育課程研代表者会	中津下毛教育会館	学校教育課	
	13：30	定例教育委員会	教育委員会室	教育総務課	教育長他
18日（土）					
19日（日）	9：00	第36回 八面山平和マラソン大会	三光総合運動公園 多目的広場	体育・給食課	市長、教育 長ほか
20日（月）	11：00	おはなし会（幼児向け）	小幡記念図書館視 聴覚室	小幡記念図書館	
21日（火）					
22日（水）					
23日（木）		全国学力・学習状況調査（小6・中3）	各小中学校	学校教育課	
24日（金）					
25日（土）	14：00	上映会（一般）「海の沈黙」	小幡記念図書館視 聴覚室	小幡記念図書館	
26日（日）	13：30	日本語教室「きらきら」	如水コミュニティーセ ンター	社会教育課 生涯学習推進室	
27日（月）	11：00	おはなし会（幼児向け）	小幡記念図書館視 聴覚室	小幡記念図書館	
28日（火）	14：00	教育課程研究協議会総会・教科部会	三光中・山口小	学校教育課	

日・曜	時間	催 し 物	場 所	主催・担当課等	出席依頼者
29日（水）	13：30	中津市公民館長会議	中津市公民館・コミュニティセンター	社会教育課 生涯学習推進室	
30日（木）					